

## 日本災害復興学会 休会規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本災害復興学会会則8条1項2号に基づき、休会の要件・手続等を定めるものとする。

### (休会の要件)

第2条 当学会の会員で、海外留学・海外赴任、出産・育児、介護、病気療養などにより、当学会の会員としての活動ができない場合は、理事会の承認を得ることにより、休会会員となる。

2 休会期間中、休会会員の会費は免除する。ただし、納入済みの年会費は返金しない。

### (権利等の停止)

第3条 休会期間中、休会会員は、以下の権利等が停止される。

- (1) 会員への発行物等の配布は行われない。
- (2) 会員履歴年数には参入しない。
- (3) 総会における議決権、役員選挙権、被選挙権を有しない。
- (4) 当学会が主催する会員資格を要する行事へは参加できない。
- (5) 当学会が主催する行事への参加費用、当学会による発行物の購入は非会員価格とする。

### (休会期間)

第4条 休会期間は、1年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度4月1日から3月31日までとする。

### (休会手続)

第5条 休会会員となろうとする会員は、学会の定める休会届に必要事項を記載のうえ、休会をする前年度の3月31日までに、当学会事務局に提出しなければならない。

2 休会届を提出する際には、会費を全額納めなければならない。

### (復会)

第6条 休会途中で復会を希望する場合は、学会の定める復会届に必要事項を記載のうえ、当学会事務局に提出しなければならない。

### (休会の延長)

第7条 休会を延長しようとする場合は、学会の定める休会延長届に必要事項を記載のうえ、休会期間内の3月31日までに、当学会事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 休会延長届を提出しない場合は、自動的に復会したものとみなす。

### (規程の変更等)

第8条 この規程は、理事会の承認によって、変更又は廃止することができる。

附則(2023年1月7日)

この規程は、2023年の理事会の議決を経た後、即日施行する。